

第3期

むつ市地球温暖化対策推進実行計画

令和3年3月

青森県 むつ市

目 次

I 実行計画策定の背景

1. 計画策定の趣旨
2. 第2期「むつ市地球温暖対策推進実行計画」の実績

II 第3期実行計画の基本的事項

1. 計画の性格
2. 計画期間
3. 計画の対象範囲
4. 計画推進の基本的考え方
5. 計画の対象とする温室効果ガス
6. 温室効果ガスの排出状況の把握

III 第3期実行計画の目標

1. 削減目標
2. 各年度の目標値
3. 具体的な削減への取組
 - (1) 省エネルギーの取組
 - (2) 省資源、廃棄物の減量化及びリサイクルの取組
 - (3) 物品購入の取組
 - (4) その他の取組

IV 計画の推進・進行管理体制の確立、公表

I 実行計画策定の背景

1. 計画策定の趣旨

地球温暖化とは、人間活動によって排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これを原因として地表面の温度が上昇する現象です。地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、我が国においても平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風、台風等による被害が観測されています。

地球温暖化は国際的に取り組むべき課題であり、1997(平成9)年に開催された地球温暖化防止京都会議では温室効果ガスの総排出量を2008(平成20)年から2012(平成24)年の間に1990(平成2)年レベルより6%削減することを目標とした京都議定書が採択されました。

また、2015(平成27)年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

国では、1998(平成10)年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を制定し、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにしています。その中で、地方公共団体は温室効果ガスの排出の抑制等に関する計画(実行計画)を策定することが義務づけられています。

また、2016(平成28)年5月には、2030(令和12)年度までを計画期間とする「地球温暖化対策計画」が策定され、同計画においても実行計画を策定し実施するよう求められています。

青森県においても、2011(平成23)年3月に「青森県地球温暖化対策推進計画」を策定し、地球温暖化対策に取り組んでいましたが、国内外の動向を踏まえ、2018(平成30)年に従来の計画を改定し、2030(令和12)年度までを計画期間とする新たな計画を策定しました。

むつ市では、市の事務及び事業からの温室効果ガスの排出抑制等のため、2008(平成20)年3月に「むつ市地球温暖化対策推進実行計画」を策定しました。

温室効果ガスのうち二酸化炭素(CO₂)を対象とし、第1期「むつ市地球温暖化対策推進実行計画」では、2007(平成19)年度比で2012(平成24)年度までに5%削減する目標を立てて取り組み、2015(平成27)年度には第2期「むつ市地球温暖化対策推進実行計画」を策定し、2012(平成24)年度比で2019(令和元)年度までに5%削減する目標を立てて取り組んできました。

本計画は、第2期「むつ市地球温暖化対策推進実行計画」の計画年度が2019(令和元)年度で終了したことから、これまでの取組結果を踏まえ、新たに計画期間ならびに目標を設定し、さらに活動を推進するために策定するものです。

2. 第2期「むつ市地球温暖対策推進実行計画」の実績

令和元年度における二酸化炭素排出量については、平成24年度を基準として20.2%の削減となり、目標である5%の削減を達成しました。

燃料別の二酸化炭素排出量を見ると、電気使用量が61%と最も多くの割合を占めており、続いて灯油の22%、A重油の13%となります。

排出割合の高い電気、灯油、A重油について、費目ごとのエネルギー使用量を見ると、電気は教育委員会及び上下水道局管理の施設、灯油とA重油は教育委員会管理の施設での使用量が多くなっています。

エネルギー使用量の削減率については、すべての燃料において平成24年度比で5%以上削減されています。今後も、主に二酸化炭素排出割合の高い電気、灯油、A重油において、更なる節電、省エネ化等を図っていく必要があります。

・市が行う事務・事業における二酸化炭素排出量

単位：t-CO₂

	H24	H27	H28	H29	H30	R1
ガソリン	228	223	222	220	195	183
灯油	2,205	1,973	2,345	1,980	2,040	2,026
軽油	155	118	113	122	97	94
A重油	1,678	1,439	1,513	1,415	1,095	1,158
LPG	175	160	148	150	143	131
電気	6,965	6,767	6,568	6,123	5,548	5,512
合計	11,406	10,680	10,908	10,009	9,116	9,103
目標値 ^{注2}	-	11,292	11,178	11,064	10,950	10,836
目標値比	-	△ 5.4%	△ 2.4%	△ 9.5%	△ 16.7%	△ 16.0%

注1 公共事業その他外部への委託により実施する事業を除く

注2 目標値は、H24の二酸化炭素排出量を基準として、H27からR1まで毎年度1%ずつ削減率を増加させた数値である

II 第3期実行計画の基本的事項

1. 計画の性格

この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき、市の事務・事業に関し温室効果ガスの排出抑制等のため、市自ら事業者・消費者として取組むべき環境の保全及び創造に関する行動について定めた計画です。

また、本計画に基づく環境保全の取組を市が率先して行うことにより、市内の事業者及び市民への波及効果を期待するものであります。

2. 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5ヶ年とします。

また、国、県の温暖化対策に係る法令改正等があった場合や、計画の対象となる事務・事業に変更があった場合は、その都度見直しを行うこととします。

3. 計画の対象範囲

本庁舎、川内庁舎、大畑庁舎及び脇野沢庁舎のほか、上水道、下水道、学校、保育所、児童館など市の全ての部署が行う事務・事業を対象とします。

ただし、温室効果ガスの算定にあたっては、公共工事、外部への管理委託による施設（指定管理者を含む）を除きます。

4. 計画推進の基本的考え方

この計画は、P D C Aサイクルの構築により推進します。

①行動計画を立て(Plan)、②計画に基づき実施し(Do)、③その実施状況、成果を点検し(Check)、④その結果により計画を見直す(Action)という一連の作業を繰り返し行い、継続的に環境負荷の低減を図ります。

5. 計画の対象となる温室効果ガス

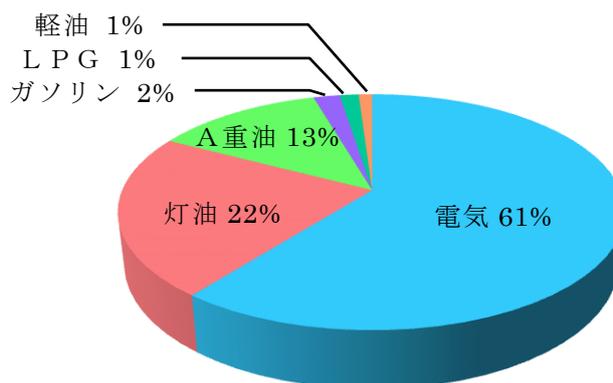
この計画の対象とする温室効果ガスの種類は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、削減の対象となっている7種類の温室効果ガスのうち、総排出量の大半を占める、二酸化炭素(CO₂)を対象とします。

6. 温室効果ガスの排出状況の把握

本市の令和元年度の事務・事業で発生した二酸化炭素(CO₂)排出量の内訳は、電気の使用に伴う排出量が6割を占め、次いで灯油、A重油の順となっています。

令和元年度のCO₂排出量

種 類	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)
ガソリン	183
灯油	2,026
軽油	94
A重油	1,158
L P G	131
電 気	5,512
排出量合計	9,103



CO₂排出量の種類別割合

Ⅲ 第3期実行計画の目標

1. 削減目標

温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の削減目標は次のとおりとします。

令和6年度における温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を、令和元年度を基準として5%削減します。

「第2期むつ市地球温暖対策推進実行計画」の最終年度である令和元年度を基準年とします。

2. 各年度の目標値

	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	削減率
基準値	9,103	—
令和2年度	9,012	1.0%
令和3年度	8,921	2.0%
令和4年度	8,830	3.0%
令和5年度	8,739	4.0%
令和6年度	8,648	5.0%

3. 具体的な削減への取組

(1) 省エネルギーの取組

a. パソコン等 OA 機器の適正利用

- ・パソコンは省エネモードを設定し、使用しない場合、電源を切る。
- ・共用 OA 機器を長時間使用しない場合、自動または手動により電源を切る。
- ・最終退庁者は、共用 OA 機器等の運用に支障がない範囲で、電源が切れていることを確認する。

b. 空調の適正管理

- ・冷暖房時は、適切な温度設定とする。
- ・外気を取り入れ、なるべく冷房を使用しない。
- ・使用していないエリア又は時間の空調停止を徹底する。
- ・利用形態に即した設備機器の調整を行う。

c. 照明の適正管理

- ・会議室、給湯室、倉庫、トイレ等を利用した後は、忘れず消灯する。
- ・休憩時間は、原則として全消灯する。
- ・時間外勤務時間は、必要な範囲のみ点灯する。
- ・可能な範囲で日中の間引き照明を行う。

d. その他電気製品の適正利用

- ・電気製品の利用は必要最低限とし、利用時間以外は主電源を切る。

- ・執務室では、コーヒーメーカーや電気ポットは使用しない。
 - ・その他業務目的以外の電気製品は使用しない。
- e. 公用車の適正利用
- ・不要なアイドリングをしない。
 - ・急発進、急加速を避け、経済速度での走行等省エネ運転に努める。
 - ・タイヤの空気圧を適正に保ち、定期的に点検・整備を行う。
 - ・不必要な荷物を積みっぱなしにしない。
 - ・走行ルートを合理化するとともに、同一目的地への相乗りを推進する。
- f. 設備更新等
- ・照明は、LED化やインバータ式等、省エネ型のものを検討する。
 - ・執務形態に併せて効率的な照明の配置を検討する。
 - ・空調設備等各種設備は、省エネ型のものを検討する。
 - ・太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーの導入を推進する。
 - ・自動販売機は必要最小限とし、省エネ型のものとする。
 - ・公用車は、低公害車や低燃費車を推進する。
- g. その他
- ・クールビズ、ウォームビズの取組を推進する。
 - ・可能な限りマイカー通勤を自粛し、徒歩や自転車又は公共交通機関の利用を推進する。
- (2) 省資源、廃棄物の減量化及びリサイクルの取組
- a. 用紙類の使用量削減及び再利用
- ・庁内のグループウェア等電子メディアを利用し、文書のペーパーレス化を図る。
 - ・両面印刷及び集約印刷を利用する。
 - ・会議資料等の印刷物は、必要部数を精査する。
 - ・使用済み用紙の裏面を再利用する。
 - ・ファイリング用品を再利用する。
 - ・紙ごみの分別を徹底する。
- b. 節水
- ・感知式洗浄弁、自動水洗、節水コマ等の節水器具の導入を推進する。
 - ・雨水利用施設の設置等により水利用の合理化、再利用化を検討する。
- c. 物品の廃棄抑制
- ・定期的な点検や修繕等により物品の長期使用を図る。
 - ・不用品がある場合は、他所属へ情報提供し、有効利用を図る。
- d. その他
- ・マイバッグ、マイポット及びマイ箸等を持参する。
 - ・廃棄物の分別排出を徹底する。
- (3) 物品購入の取組
- a. 環境物品の購入
- ・エコマークやグリーンマーク等の環境ラベル対象物品の購入を推進する。
- b. その他

- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能なものの購入を推進する。
- ・本当に必要な物品であるかを精査し、最小限の数量の調達に努める。

(4) その他の取組

- a. 公共事業の環境負荷低減
 - ・周辺環境への影響が少ない工法の採用、再生資材の使用、建設副産物の再利用等環境に配慮した公共事業の実施に努める。
- b. 職員の意識の向上
 - ・スマートムーブ通勤等、環境保全を奨励する取組を行う。
 - ・地域の清掃活動等、積極的な参加を行う。

IV 計画の推進・進行管理体制の確立、公表

年1回、各課からの使用量や取組状況、目標の達成状況について把握し、総合的に点検・評価します。

総合的な点検・評価の結果に基づき、必要に応じて目標値及び取組内容の改善など、計画の見直しを行い、より効果的な取組を図っていきます。

また、成果についてはホームページ等により公表します。